第８章　戦略的環境影響評価報告書についての知事意見に対する対応方針

第８章　戦略的環境影響評価報告書についての知事意見に対する対応方針

杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る戦略的環境影響評価報告書についての知事意見（平成25年7月2日）及び知事意見に対する対応方針は、表8.1に示すとおりである。

表8.1(1)　戦略的環境影響評価報告書についての知事意見と対応方針

知事意見	対応方針
1 対象計画について (1)計画地域の設定理由 計画地域を設定した考え方を整理し、事業の目的・内容と埼玉県及び杉戸町の上位計画等の関連する各種計画における位置付けとの関係を説明すること。	計画地域を設定した考え方は、条例アセスメントの環境影響評価調査計画書（以下「計画書」という。）の「第2章2-5-1 対象事業計画地の選定理由」、事業の目的・内容は、計画書の「第2章2-4 対象事業の目的」、県・町の上位計画等との対応関係については、計画書の「第2章2-2 対象事業計画の背景」において記載した。
(2)事業計画の策定の検討経緯 戦略的環境影響評価で行った経済面、社会面及び環境面における調査、予測、評価の結果を踏まえ、事業計画がどのように策定されたものか、その経緯を整理し示すこと。	戦略的環境影響評価の結果を踏まえて事業計画に反映させた事項については、計画書の「第2章2-5-2 対象事業計画地の複数案の評価」及び計画書の「第2章2-9 事業計画に至った経緯」において整理した。
2 調査、予測及び評価について (1)全般的事項 計画地内の利用区分を設定し、立地予定企業の業種構成を勘案した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	調査、予測及び評価にあたっては、対象計画区域内の利用区分は計画書の「第2章2-10-1 土地利用計画」、立地予定企業の業種構成は計画書の「第2章2-10-2 進出企業の業種」において記載した。 影響の程度については、条例アセスメントの環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において整理していく。
(2)道路整備その他の諸条件 道路整備、自動車交通量、その他の諸条件を明らかにし、調査、予測及び評価を行うこと。	条例アセスメントの調査、予測及び評価の実施にあたっては、圏央道等計画道路の供用状況及び杉戸深輪産業団地の関係車両の走行を考慮して実施していく。
(3)既存の産業団地の環境影響 事業予定地は杉戸深輪産業団地に隣接していることから、その影響を踏まえて調査計画を立案すること。	条例アセスメントの調査計画については、隣接している杉戸深輪産業団地の土地利用、産業の構成を踏まえて立案した。 なお、騒音・低周波音、振動、悪臭の調査地点は、事業予定地と杉戸深輪産業団地の境界に1地点設定している。
(4)生態系への環境影響 水田等を生息場所とする動植物について、普通種を含む種の動態に留意し、調査、予測及び評価を行うこと。	条例アセスメントの生態系の調査、予測及び評価の実施にあたっては、水田等を生息場所とする普通種を含む動植物種の動態に留意して行う。

表8.1(2)　戦略的環境影響評価報告書についての知事意見と対応方針

知事意見	対応方針
3 環境への配慮について (1)円滑な道路環境の整備 2(2)に示す道路整備その他の諸条件を踏まえ、円滑な道路環境の整備を図ること。	対象計画区域の道路整備計画に関しては、周辺の道路整備及びその他の諸条件を踏まえつつ、円滑な交通流と安全が確保できるよう検討し、その計画概要を計画書の「第2章2-10-3 道路整備計画」において記載した。
(2)湿性の動植物の保全 湿性の動植物の生息環境を創出し、その保全を図ること。	対象計画区域内での湿性の動植物の生息環境の創出、保全の実施に関しては、条例アセスメントの調査・予測結果とともに、事業性や整備した場合の維持管理方法・体制などの課題を踏まえ、準備書において総合的に判断した上で検討していく。
(3)屋敷林等の植物の保全 地域周辺の屋敷林等は貴重な植物群落であるので、事業の実施に当たってはその保全を図ること。	地域周辺の屋敷林等の植物の保全に対し、本事業では、「田園都市産業ゾーン基本方針」に謳われているように、対象計画区域の緑化に、地域周辺の樹林地(屋敷林を含む)の構成種を用いる方針としている。 植栽予定樹種については、準備書において検討していく。
(4)生態系の保全 2(4)に示す地域の生態系への環境影響に配慮し、水田等を生息場所とする動植物の保全を図ること。	本事業の計画立案にあたっては、周辺用水路は改変しない計画とすることにより、対象計画区域周辺の水田等を生息場所とする動植物の保全を図る。 また、戦略的環境影響評価の結果を踏まえ、施工計画の立案、並びに工事の実施にあたっては、十分な濁水対策の検討・実施などの措置を講じることで、可能な範囲で動植物への影響の低減に努めていく。 なお、計画書の「第2章2-10-1 土地利用計画」において周辺用水路は改変しないこと、計画書の「第2章2-11-4 工事中における環境保全対策（5）生物（動物、植物、生態系）」において濁水に関することを記載した。
(5)地下水の涵養 透水性舗装等の導入を検討し、地下水の涵養を図ること。	対象計画区域内の道路や通路等については、地下水の涵養を図るため、透水性舗装等の導入に努めていく。 なお、計画書の「第5章5-6 水象」の環境の保全に関する配慮方針において、緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討することを記載した。